

老人短期入所 山科苑 ご利用にあたっての重要説明事項

■短期入所生活介護とは

日常生活にお世話や介護が必要な要支援・要介護者に短期入所生活介護事業所へ一時的にご宿泊をして頂き、その間に要支援・要介護者への必要な介護サービスを提供するとともに、ご家族の介護負担の軽減を図ることを目的とした介護保険給付サービスのひとつです。

■老人短期入所 山科苑 での事業方針

当苑では、「ここに来て良かったと思ってもらえる」をテーマに、生活介護はもちろんのこと、笑顔、食事、場所と常に暖かく、心地のよい時間を過ごしていただけるように日々努めております。ご利用者のパーソナリティを尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスを心がけ、自立支援をモットーにした適切な介護技術をもって必要なサービスを提供していきます。

■施設の概要

施設の名称	老人短期入所 山 科 苑
施設の所在地	京都市山科区大塚野溝町3番地
電話番号	075-593-0800
代表者氏名	施設長 岸 田 光 彦
定 員	8 名
営業日	通 年
実施区域	京都市 および 大津市藤尾学区

■職員の勤務体制

職員体制は特別養護老人ホームと併設となっており、ホーム職員と一体となってお利用者のニーズに即応した介護サービスを提供します。

職種	人員	勤務体制
施設長	1名	勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
生活相談員	2名	勤務時間帯（8：45～17：45）常勤で勤務
介護職員	24名	早出（ 7：30～16：30） 日勤（ 8：45～17：45） 遅出（11：00～20：00） 夜勤（17：00～ 9：30） 夜間帯は2名体制
看護職員 機能訓練指導員	4名	日勤（ 8：45～17：45） 遅出（ 9：30～18：30） ◇原則として2名体制で勤務します。 ◇夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。
管理栄養士	1名	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30）常勤で勤務

■提供するサービス

- 食事の介助 栄養士の立てる献立により、栄養とご利用者の身体の状態に配慮し、バラエティに富んだ食事を提供します。
- 入浴の介助 入浴は週2回施行しています。一般浴槽での入浴が困難な方でも、適切な自立を目的とした介助技術で安心して入浴して頂けます。
- 排泄の介助 ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- 機能訓練 生活リハビリという視点から生活機能の維持、向上に努めます。
- 自立への支援 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。生活のリズムを考え、個人としての尊厳に配慮し、快適な生活が送れるように、レクリエーションや行事を企画するなどの援助をします。
- 健康管理 担当の支援事業者やサービス事業者等と連携を図り、利用者の健康管理に配慮していきます。ご利用中に体調不調等の場合はご家族に連絡し、ご相談し適宜対応します。
- 相談・助言 ご利用者及び、そのご家族の日常生活における介護等に関する相談等がありましたら、併設の支援センター相談員と連携を図りながら適切な助言を行います。

一日の流れ		その他
6:30	起床	・入浴 週2回
7:30	朝食	・シーツ交換 利用毎週1回
12:00	昼食	・喫茶 開催時
14:00	レクリエーションなど	・理美容（散髪） 毎月1回
		又は、そのご希望時
15:00	おやつなど	・入退所時の送迎 原則
18:00	夕食	迎え 9:30～10:00
19:00		送り 16:00～17:00
21:00	就寝	時間外は要相談にて

■ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 10:00 から 16:00 面会時は事前に電話連絡をかけて下さい。また、食品等の持込みの場合は必ず職員に届け出てください
食 事	食事が不要な場合は、前日までに申し出て下さい
喫煙・飲酒	喫煙はお断りします。 飲酒はご本人の許容範囲までとなっています。
所持金品	ご利用者の所持金品の把握、管理はできません。万一紛失した場合も一切責任を負いませんので、高額な金品の持参はご遠慮ください

■利用料について

ご請求は入退所の際に行いますので、現金でお支払いください。
請求項目については以下の通りで、請求の時に明細を分けて明記致します。

①介護保険給付対象サービス（介護保険による介護報酬公示上の額）

（１）基本料金

併設型短期入所生活介護費Ⅱ・サービス提供体制強化加算（１８単位）夜勤職員配置加算（１３単位）送迎加算（１８４単位）

■参 考（令和６年 ８月現在）（一日あたりの金額）

要介護度	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
１割負担額 (利用者負担分)	５３６円	６９８円	７６３円	８４５円	９３４円	１０１７円	１１０１円

※保険対象分の費用総額の一割を「利用者負担分」としていただきます

（２）送迎サービス

送迎加算（１８４単位）／ 自己負担額 １９４円（片道分）

②介護保険給付外サービス（以下は利用料金の全額がご利用者の自己負担となります）

（１）食 費 ご利用者に提供する食事代（食材料費＋調理費）です
 １食につき 朝食代３００円・昼食代６００円・夕食代６００円

（２）滞在費 居室は、多床室（４人部屋）となり、光熱水費相当の額です
 １日につき ９１５円

*ただし、市民税非課税世帯の方で介護保険の負担限度額認定申請をされますと、食費・滞在費が減額される場合がございます。各種の負担限度額が適用された場合はその適用された負担限度額となります。

I 段階世帯	食費 １日あたり上限 300 円・居室 0 円
II 段階世帯	食費 １日あたり上限 600 円・居室 430 円
III 段階世帯（１）	食費 １日あたり上限 1000 円・居室 430 円
III 段階世帯（２）	食費 １日あたり上限 1300 円・居室 430 円

（３）ご本人の消費に係るもの（実費相当分）

散髪を希望された場合、苑の食事以外を食べられた場合、日用品を購入されその費用を一旦苑が立て替えた場合、その他処置材料などもその使用分を実費として請求いたします。

（４）レクリエーション行事（実費相当分）

ご利用中にレクリエーションや行事等に参加された場合、実費相当分の負担になることがあります。

■お持ち頂くもの（現金や貴重品などお預かり致しますのでご了承ください）

- ・薬（内服薬、目薬、外用薬、下剤など）薬手帳。
- ・衣類、日用品等については、別紙をご参照ください。
- また、持ち物には必ずお名前をご記入ください。

■苦情等申立先

ご利用期間における施設への苦情やご相談は以下の窓口で受け付けています。
また、苦情受付ボックスを事務所横に設置しています。

窓口担当者 生活相談員 中谷 博己 または 施設長 岸田 光彦
ご利用時間 毎日午前9時～午後5時
電話番号 075-593-0800

* 当施設以外にも京都市健康長寿推進課(075-222-3111 代)山科区役所健康長寿推進課(075-592-3290)や大津市健康保険部 長寿政策課(077-528-2741)その他の区役所健康長寿推進課、京都府国保連合会(075-354-9090)等でも苦情を受け付けております。

■事故発生時の対応

ご利用者に対するサービスの提供中において、ご利用者の突発的な状態の変化等により緊急な状況が発生した場合は、速やかにご利用者ご家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご利用者に対するサービスの提供において当施設の責めに帰する事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償等の措置を講じます。

■個人情報の取り扱いについて

ご利用者の皆様方に業務上知り得た個人情報について、個人情報保護条令やその他関連法令を遵守し、秘密保持を厳守することとしています。但し、サービスの円滑な提供を図るためにサービス担当者会議や緊急受診時等においてご利用者またはご家族の個人情報が必要となる場合は、事前にご利用者またはご家族の個人情報を利用することに同意を頂き、その範囲でのみ活用させていただきます。

■第三者評価の実施状況

第三者評価受診日 令和 6年1月19日
評価機関 一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会
評価結果報告 緑寿会ホームページ 法人概要 情報公表 参照
京都介護・福祉サービス第三者評価Webサイト 参照

私は、施設職員：_____から「短期入所事業山科苑 入所に際する重要事項」の説明を受け、その内容を了承し、短期入所生活介護サービスの提供開始および利用料金の支払いに同意します。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

署名代筆者 住 所

氏 名

続柄